

平成25年9月25日

内閣総理大臣
総務大臣様

下諏訪町議会議長 中村 奎 司

憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書

憲法第96条改正の動きが強まっています。この動きは、憲法第96条で、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し」と定められている憲法改正の発議要件を、各議院の総議員の過半数に変えることで、憲法改正の発議をやりやすくしようというものです。

しかし、これは、政治権力による基本的人権の侵害など権力の濫用を行わせないために、主権者である国民が権力を縛るものという立憲主義を根本から覆すものであるといわざるを得ません。諸外国の憲法改正の発議要件も、その多くがこの立憲主義の立場から、3分の2以上の議決など一般の法律改正よりも厳しいものになっています。簡単に憲法が改正されるとすれば、国の基本法が安易に変更され、基本的人権の保障が形骸化される恐れもあり、少なくない国民が改正に反対しています。

よって、下諏訪町議会は、国会及び政府に対し、憲法改正の発議要件を緩和しようとする憲法第96条の改正を行わないよう、要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。